

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項に規定する住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述並びに立会いに関し必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2 証拠の提出は、請求人の陳述日の前日までとし、郵送によることを妨げない。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りでない。

(陳述書の提出)

第3 請求人は、新潟県職員措置請求書を補完する書面（以下「陳述書」という。）を提出することができる。この場合、提出は郵送によることを妨げない。

2 請求人は、陳述書の提出をもって口頭による陳述に代えることができる。

3 前項の場合においては、陳述書の提出日を陳述日とし、郵送による提出の場合は、郵便が監査委員に到達した日を提出日とする。

4 前2項の場合において、監査委員の定める陳述書の提出期限を経過しても正当な理由なく陳述人が陳述書を提出しない場合、陳述の機会を放棄したものとみなす。

5 監査委員は、請求人の人数等に照らして、特に必要があると認めるときは、陳述書の提出を制限することができる。

(請求人の陳述)

第4 請求人の陳述は、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

2 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

3 陳述は、請求の受理を決定した日以降、遅滞なく行うものとする。

4 陳述は、新潟県職員措置請求書を補完するものに限る。

5 陳述は、監査委員全員の出席の下で行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には監査委員の半数以上の出席によることを妨げない。

6 陳述を行う者（以下「陳述人」という。）は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

7 陳述の時間は、陳述人一人当たり概ね20分以内とする。ただし、陳述人が複数の場合は、合計で1時間を超えないものとする。

8 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認めるときは、その陳述人の陳述の全部又は一部を中止し、その陳述人に退場を命じることができる。

9 監査委員は、陳述人が陳述開始の予定時刻を20分経過しても陳述会場に入室しなかった場合は、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(関係職員等の陳述)

第5 監査委員は、必要があると認めるときは、関係のある知事その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）の陳述の聴取を行うものとする。

2 第4第5項から第9項までの規定は、関係職員等の陳述について準用する。
(陳述の立会い)

第6 監査委員は、第4又は第5の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係職員等又は請求人を立ち会わせることができる。

2 監査委員は、第4又は第5の規定による陳述に立ち会う者（以下「立会人」という。）が複数であるときは、立会人の人数を制限することができる。

3 立会人は、監査委員の指示に従って立ち会うものとする。

4 監査委員は、立会人に対し、陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。

5 監査委員は、陳述の円滑な運営に支障があると認めるとき又は立会人が監査委員の指示に従わないときは、立会人の立会いを制限し又は立会人に退場を命じることができる。

(陳述の傍聴)

第7 陳述は、原則として傍聴することができる。ただし、監査委員は、次の各号の一に該当するときは傍聴を制限することができる。

(1) 陳述人が傍聴されることを望まないとき。

(2) 個人のプライバシー又は企業秘密を害するおそれ、その他相当の理由があると認められるとき。

2 陳述の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、あらかじめ住所及び氏名を別記様式により監査委員事務局に申し出なければならない。

3 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は5人とする。ただし、事情により監査委員は、傍聴人の定員を変更することができる。

4 傍聴人は、第2項の規定による申し出を終えた傍聴希望者から先着順で決定する。ただし、請求内容の重大性等に照らして、監査委員が特に必要があると認めるときは、先着順以外の方法で傍聴人を決定することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、報道関係者は、所属する報道機関の名称及び氏名を申し出ることにより、取材のため陳述を傍聴することができる。ただし、監査委員は、陳述会場の広さ等に照らして、傍聴を希望する報道関係者が多数の場合には、傍聴する報道関係者の人数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第8 次に掲げる者は、傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

(2) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認められるものを携帯している者

(3) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者

(4) 酒気を帯びている者

(5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 傍聴人は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。

(3) 所定の傍聴以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。

(5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 10 監査委員は、次の各号の一に該当するときは、傍聴人に退場を命じることができる。

(1) 第 9 の規定に違反したとき。

(2) 陳述の状況から傍聴がふさわしくないと認めたとき。

(撮影及び録音の禁止)

第 11 陳述においては、陳述人、傍聴人、立会人及び報道関係者は、写真、ビデオ等の撮影、録音又は放送若しくは配信を行うことはできない。ただし、陳述の聴取の開始前において、陳述会場を撮影する場合は、この限りでない。

(その他)

第 12 この基準に定めのない事項又はこの基準によりがたい事項については、監査委員の協議により別途決定するものとする。

付 則

この取扱基準は、平成 15 年 1 月 8 日から施行する。

付 則

この取扱基準は、令和 6 年 2 月 20 日から施行する。

令和 年 月 日

住民監査請求に伴う陳述の傍聴申込書

次のとおり陳述の傍聴を申し込みます。

1 傍聴案件名

〇〇〇について

2 傍聴年月日

令和 年 月 日 ()

3 住 所

4 氏 名

※報道機関の場合、社名もご記入ください。